

自転車は車のなかまです。

自転車の正しい乗り方

交通ルールを守って安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則を守りましょう！

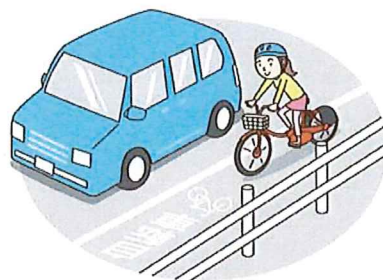
1

車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

①自転車は、車道が原則、左側を通行

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。左端に寄って通行してください。



②歩道は例外、歩行者を優先

道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

2

交差点では信号と一時停止を守って安全確認

交差点では一時停止と安全確認

一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

信号は必ず守る

信号は必ず守り、渡るときは安全確認しましょう。



3

夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



4

飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です！

自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。運転者へお酒を勧めることや、酒気を帯びている人が運転する自転車へ同乗してもいけません。



5

ヘルメットを着用

必ずヘルメットをかぶりましょう

事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



道路交通法が改正され、令和5年4月1日から**すべての自転車利用者**に対してヘルメット着用が努力義務化されました。事故による死者の多くは頭部の損傷が原因です。被害軽減のために着用しましょう！



秋田県自転車条例（令和4年4月1日～）

自転車損害賠償責任保険等への加入は義務です！

（自転車事故の高額賠償事例：自転車乗車中の小学生が歩行者と衝突し、歩行者が意識不明となった事故で、9,521万円の賠償命令）

- ・TSマークには、障害保険と賠償責任保険が付帯されています。
- ・自動車保険や傷害保険などの特約として補償されている場合もあります。
- 小・中学校の児童・生徒でPTA総合補償制度に加入されている方は、児童・生徒の損害賠償責任として補償されます。

令和6年11月1日より、道路交通法が改正され、自転車も 道路交通法の罰則が適用されています

■運転中の携帯電話等使用禁止について

具体的には 携帯電話等使用等（保持）



携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合



携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には 携帯電話等使用等（交通の危険）



携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

【道路交通法第117条の4第1項第2号】

■酒気帯び運転等の禁止について



酒気帯び運転【血液1mlにつき0.3mg（血中アルコール濃度0.03%）、呼気1ℓにつき0.15mg以上のアルコールが体内に含まれている状態での運転】を行った場合。

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【道路交通法第117条の2の2第1項第3号】

自転車は、日常的に点検と整備をしましょう！また、定期的に自転車販売店などへ行って、点検と整備をしてもらいましょう！

サドル

サドルの高さは適切ですか？
がたつきはないですか？

ハンドル

ハンドルにがたつきはないですか？

ベル

ベルはよく鳴りますか？

反射材

反射材はしっかり光を反射しますか？

ライト

ライトは明るく点灯しますか？

ブレーキ

ブレーキはよく効きますか？

各部品

各部品にがたつきはないですか？

チェーン

チェーンは緩んでいませんか？

タイヤ

タイヤの空気圧は適正ですか？
すり減っていませんか？

お問い合わせ

由利本荘市役所生活環境課

電話0184-24-6253